

平成28年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年2月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	2月12日 午前10時00分		
	閉 会	2月12日 午前11時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	副 村 長	大 城 清 紀	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	小那覇 安 隆		
	企画財政課長	當 山 清 巳		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	島 袋 輝 也		
住 民 課 長	田 場 盛 史			

## 平成28年第2回今帰仁村議会臨時会

### 議事日程第1号

平成28年2月12日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第4号	平成27年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第5号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算につい て	説明・質疑 討論・採決
5	議案第6号	譲与契約について	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成28年第2回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第4号 平成27年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 皆さん、おはようございます。

議案第4号

#### 平成27年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年2月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 平成27年度 今帰仁村一般会計補正予算

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,927万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,281万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,062,982	3,779	2,066,761
	1 地方交付税	2,062,982	3,779	2,066,761
16 県支出金		1,159,696	920	1,160,616
	3 県委託金	32,700	920	33,620
18 寄附金		71,912	103,223	175,135
	1 寄附金	71,912	103,223	175,135
19 繰入金		173,901	31,349	205,250
	1 繰入金	173,901	31,349	205,250
歳入合計		5,753,539	139,271	5,892,810

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		79,417	70	79,487
	1 議会費	79,417	70	79,487
2 総務費		961,900	135,983	1,097,883
	1 総務管理費	835,092	135,983	971,075
6 農林水産業費		655,124	701	655,825
	3 水産業費	59,099	701	59,800
8 土木費		393,268	2,517	395,785
	4 港湾費	21,869	2,517	24,386
12 公債費		469,740	0	469,740
	1 公債費	469,740	0	469,740
歳出合計		5,753,539	139,271	5,892,810

続きまして、6ページをお願いします。歳入でございます。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額が377万9,000円。これの主なもの1節普通交付税によるものでございます。

8ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額が1億322万3,000円。これは1節寄附金1億322万3,000円によるものでございます。これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。

9ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は補正額3,134万9,000円。これは1節繰入金3,134万9,000円。これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金によるものでございます。

10ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費は割愛いたしまして、11ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3,275万9,000円。これは13節委託料の3,045万円でございます。これもふるさと納税お礼品等取扱業務委託でございます。続きまして4目財産管理費、補正額1億322万4,000円。これは25節積立金1億322万4,000円、これも今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金でございます。

12ページは割愛いたします。

13ページ、8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、補正額251万7,000円でございます。これの主なものといたしまして、11節需用費の増でございます。

14ページをお願いします。12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額300万円。これは23節償還金、利子及び割引料の300万円でございます。2目利子は減額の300万円でございます。これも23節償還金、利子及び割引料によるものでございまして、組み替えによるものでございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

○ **議長 東恩納寛政君** これから質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 8ページ、歳入をお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金1億322万3,255円計上されております。これについての詳しい説明を求めます。

次に11ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節、地域間幹線系統確保維持費補助金について説明を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 小那覇安隆総務課長。

○ **総務課長 小那覇安隆君** ただいまの6番議員のご質疑についてご説明いたします。

8ページの今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、これはいわゆるふるさと納税の寄附金でございます。これまで1月の補正後の精算した金額が入っております。1億300万円余り。

もう1点、11ページの19節負担金、補助及び交付金の地域間幹線系統確保維持費補助金、これはいわゆる本部半島のバス路線がございます。赤字経営でございますので、それに対する市町村の補助です。この負担割合としましては、3市町村がございます。名護市、今帰仁村、本部町です。その路線の延長によつての負担割合がございます。それが今回140万円余りの負担ということでございます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金です。これについて1月の補正後ということではありますが、これの現在までの総件数といいますか、人数、それについてお伺いしたいと思ひます。それとこれを締め切った日です。この補正を出すという、出して後ですね。その後、今回補正に出すということの後に何件か、あるいは金額、寄附があったかどうか。ありましたら件数と金額をお伺いしたいと思ひます。

それから地域間幹線系統確保維持費補助金ですけれども、これは沖縄県も負担していると思いますが、これについては交付税措置とか、あるいは今帰仁村に対して国、県から幾らかの補助があるのかなのか。それについて説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

まず1点目のいわゆるふるさと納税のこれまでの件数ですが、7,631件です。人数となりますと、1人で何回かやっておりますので、件数で押さえております。補正後の件数がどれぐらい来ているかといいますと、ただいまのところ203件で、359万円が来ております。補正以後です。今の補正以後です。締めて後からの件数でございます。これはまた毎日毎日のインターネットの更新がございますので、今ご説明しているのは、一応締めた、それ以後のですね、今手持ちで持っている資料ですので、毎日毎日の更新がございますので、それはまたそういう認識をお願いしたいと思います。

あともう1点のいわゆる本部半島路線のこの負担については、実はこの市町村持ち分と国、県の持ち分がございます。それをご説明いたしますと、経常経費は1億2,000万円余りあるんです。会社側の収益は6,000万円余りで、それ以外を国、県と市町村で持ち合うという制度になっております。いわゆる1億2,000万円余りで、引き算すると6,000万円余りなんですけれども、その半分以上は国、県が持っていて、残りを市町村で割って持つという状況でございます。ちなみに、3市町村では660万円余りの負担金になっております。それを距離別に案分しているというような状況です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 理解できました。この8ページの今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、大変多額な1億円余りになっております。これは財政の厳しい今帰仁村にとって、大きな財源になっておりまして、これからもまたそうなるだろうということですが、これからもぜひ多くの方々から寄附をいただくために、トップセールスをぜひ推進していただきたいと思っておりますけれども、村長の見解をお伺いします。

それから地域間系統確保維持費補助金ですけれども、やっぱりこの交通の不便な本部半島でありますので、今後もこのバスの路線維持のために、ぜひ3市町村協力して、県と協力して、バス路線維持のために取り組んでいただくように要望いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

ただいま吉田議員の質疑は既に3階に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、今帰仁村にとって大きな財源であります。今後ともこれについて村を挙げて取り組むことを要望いたしまして、私の質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 7ページをお願いします。16款県支出金、4目土木費県委託金、1節港湾管理委

託料港湾管理委託事務92万円の説明。

9ページ、19款繰入金、1目繰入金です。1節繰入金3,134万9,000円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の繰入金の説明を求めます。

それと12ページ、歳出、6款農林水産業費、2目水産業振興費、13節委託料70万円、古宇利漁港排水溝清掃委託費ですけれども、説明を求めます。次3目漁港漁場建設費、15節工事請負費240万3,000円、漁村再生交付金事業の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

7ページ、16款3項4目土木費県委託金92万円の計上ですが、これは港湾管理委託料、港湾管理委託事務です。これについては県から委託されて、村のほうで管理しているものですが、92万円の増については、今年度、運天港内に陸電の施設を導入しています。その施設の管理委託と、それに伴う電気料のほうが増になっておりますので、その増の分に対しての委託金の増額となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの1番議員のご質疑について説明いたします。

9ページの繰入金についてなんですけれども、3,134万9,000円の繰入金がありまして、これはいわゆるふるさと納税の基金からの繰り入れでございます。これの用途としまして、あけていただきまして、11ページでございます総務管理費の1目一般管理費、報償費、需用費、役務費、委託料に充当しているような状況でございます。報償費としましては、ふるさと納税の、これは一般の寄附者へのお礼の品でございます。あとこの需用費は、ふるさと納税を推進するための事務用品ですね。今のところ、封筒が結構大きな需要であります。あと役務費でふるさと納税の決済の手数料とか、これはインターネットを含めての手数料でございます。あとふるさと納税推進としましては、役務費の推進費です。これは郵券料です。郵便料がございます。あと委託料の3,045万円は、いわゆるふるさと納税のお礼をインターネットでやった方々へのお礼の委託先であります商工会への委託料になっております。概要は以上でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

12ページ、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費の委託料についてでございますが、これについては古宇利漁港内の排水が詰まっております、その除去の業務の委託になっております。あと3目漁港漁場建設費、15節工事請負費についてでございますが、設計委託料の残を工事費に組み替えて、少し砂の流動がふえている件、それから台船の曳航費が計上されていなかった件で、今回の補正で対応しているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 最再度疑をいたしたいと思います。

7ページ、港湾管理委託費の92万円は電気料云々だと聞きましたけれども、これは今後もそのまま発生するのか、今回だけなのか、次年度も電気料はプラスして92万円はそのままいくのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

平成27年度に陸電施設を導入しているんですが、この陸電施設は台風時とか、あと天候が荒れたときに欠航になるものがあって、伊是名、伊平屋のフェリーとか、運天港内に接岸していくものがあります。そのときに陸電で電気を供給していく施設になりますので、今後ともずっとこれを利用していく形になりますので、委託料についてもその分は配慮して、委託料として計上されるものと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 歳出について質疑してまいります。

11ページの2款1項4目25節積立金です。ふるさと納税、うるおいと安らぎのむらづくり応援基金に1億322万3,255円の積み立てであります。本当にこの大きな寄附金を集めて、素晴らしいことだと思っておりますが、これはこのありがたい寄附金をいかにして使うかという、この使い方が大変重要なものだと思うので、この辺ですね、今、これだけ村の中の条例では6項目の使い方の使途ということで、寄附者のほうにお願いしていますが、その辺の使い方を今どういうような形で、村の行政として扱っているのか。これは総務課のこの係のほうから各課のほうに、「どういう使い方がありますか」みたいな提案等もあるのかどうかとか、その辺の今の村の状況を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの2番議員のご質疑についてご説明いたします。

ご指摘のとおり、いわゆるふるさと納税の事業の使途については、ご寄附者の方々から6項目の使途について指定がございます。それぞれの産業振興であろうとか、自然環境の保全等々、6項目がございますけれども、ご指摘のとおり、庁内で各課にこの6項目について、その寄附額が幾ら幾らだという資料を流しまして、その使途について各担当課で議論をしていただくような資料づくりをして促しているような状況でございます。その中からそのアイデアを酌み取って、村長が決めていくというような手順になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 各課へこの使途の提案を促しているというのは素晴らしいことだと思います。やはり今までの地方交付税では、なかなか行き届かなかったような住民サービスであったり子育て支援、産業支援とか、いろいろ村の抱える問題というのは多岐にわたると思いますので、その辺にどう光を当てていくかというのが、この寄附金の使い道では大変素晴らしいことだと思いますので、ぜひ今後、生きたお金の使い方をしっかりしていただいて、定例会の予算編成の中ではぜひ素晴らしいこのふるさと納税の使い方として提案されていることを願ひまして、私の質疑は終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)



○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第4号 平成27年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第4号 平成27年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第5号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第5号

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年2月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,309万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 療養給付費交付金		52,335	4,000	56,335
	1 療養給付費交付金	52,335	4,000	56,335
歳入合計		2,479,096	4,000	2,483,096

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		45,454	50	45,504
	2 徴税費	11,264	50	11,314
2 保険給付費		1,206,726	3,350	1,210,076
	1 療養諸費	1,014,220	3,350	1,017,570
11 諸支出金		30,222	600	30,822
	1 償還金及び還付加算金	30,222	600	30,822
歳出合計		2,479,096	4,000	2,483,096

3ページ、4ページは割愛いたします。

5ページをお願いします。歳入、5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額が400万円。これは1節現年度分の400万円でございます。

6ページは割愛いたします。

7ページをお願いします。歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、減額の65万円でございます。2目退職被保険者等療養給付費、補正額が400万円でございます。これは19節負担金、補助及び交付金の400万円でございます。

8ページは割愛いたします。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。歳入歳出一括です。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第5号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第5号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第6号 譲与契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第6号

#### 譲与契約について

上運天児童図書館（旧運天警察官駐在所）について、次のように譲与契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めます。

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| 1, 契約の目的  | 上運天児童図書館（旧運天警察官駐在所）の譲与 |
| 2, 契約の方法  | 譲与契約                   |
| 3, 契約の金額  | ¥0                     |
| 4, 契約の相手方 | 上運天区長 上原保              |

平成28年2月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

当該物件は平成3年に沖縄県と本村において譲与契約が締結され、児童図書館として利用する目的で、平成4年に本村と上運天区において無償貸借契約を締結し運用されていたものであります。

現在は利用者減に伴い閉館されており、指定の用途通り使用することが困難な状況にあり、上運天区との協議の結果、当該物件を譲与し上運天区として健全運営を図りたいとの結論に至ったため、この議案を提出します。

次ページ以降、譲与契約書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありあせんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第6号に対して質疑をします。こっちに契約目的、契約の方法、契約の金額云々とありますけれども、契約の金額がゼロとなっていますが、譲渡云々でかかる費用は上運天区が持つのか、行政が負担して名義変更等をやってから譲渡するのか、答弁を求めます。

それとまた譲渡後、何年かたったら個人に売買も可能なのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの1番議員の質疑について説明します。

まずこの元運天警察官駐在所の土地は上運天区の財産になっています。建物に関しても、所有者でありました沖縄県警と指定解除をして、建物に対しても無償譲渡していいという回答、承認を得まして、それでゼロ円で了解を得ましたので上運天区と調整をしまして、ゼロ円で譲渡するという形となっています。それと上運天区が売買していいのか、その後は今、譲与契約書の4条、譲与の条件ということで、この譲与物件はほかに売買してはならないという形で明記してあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 説明漏れがありました。所有権の移転に関しては、6条です。乙の負担とするという、区の負担にしますということになっています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいまの説明では、売買云々、物件は、第4条第4項には、本件建物を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の云々がありますけれども、では今後、著しく脅かさないときは売買が可能なのか。これに縛る必要はあるのかと思っておりますけれども。上運天区に譲り渡したら、上運天区で判断してできるのかどうか。この縛りが何年まで続くのか。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 まずは条文の中からですね。まず第4条の1項のほうでまず一番最初に売却してはならないと、最初にこれが来るので、まずはそれを守って、そのほうが優先されるという考えであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 譲り渡したら、私は字に任せたほうがいいと思います。はっきり言って。譲って、使い勝手が悪ければ、使えない状況ですのでね。字で判断してどう云々するかは字に任せたほうがいいなと感じます。以上です。終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第6号について質疑をいたしますが、先ほど1番議員からも質疑があったんですが、譲与契約書の中に、乙は譲与又は物件を売却してはならないとあるんですが、これ、建物自体登記を移せば、もう上運天区のものになるわけですよね。その後もこういう条文があれば、うまいぐあいに利用できないのかなと思うんですが。この土地、物件をいい額、いい値段で買いたいという方がおれば、この地区がよけい財産がおりるような気がするんですが、この縛りは何のためにあるのか。それとこの契約書はいつまで有効なのか。その辺、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について説明いたします。

この上運天区と村との調整の中、上運天区のほうもこの建物は当面地域の活性化のために、使える間は家を探している方々へ住宅を貸し家として当面使用したいという話にはなっております。それと今、県警と書類のやりとりの中で、もう既にこの建物自体の耐用年数が過ぎてしまっていると。適化法の適用もないとうことでゼロ円となっている。国庫返還がゼロ円なんだということで、使用目的を変えても大丈夫という回答をもらっていますから。そういうことで今当面はやっています。今後どうするかという話に関しては、7条のほうで甲、乙協議して決めるという、文言は入れている状況であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 説明漏れがありました。この契約書は、この建物がある間は調整していき、活着ているものだと理解しています。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 この契約書の有効期限の件なんです、建物が建っている間は有効というニュアンスなんです、これは耐用年数を過ぎているわけですね。いつ崩れてもおかしくないわけです。その辺の整合性をどのように説明するのか。そして、これを地域ではこの耐用年数超えた建物を人に貸す、住宅がない方に一時的にでも人に貸すという内容なんです、この辺は村としてどのようにお考えなのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について説明いたします。

基本的に、もう耐用年数は過ぎているわけです。だけど、上運天区と話をしたら、まだまだ活用したいという話でこういう契約を結んでいるわけですけれども、今後、おっしゃられるように7条の関係で、区としてもこれはもう危ない云々という話になったら、もちろん協議して、壊してまた別の活用をしたいんだという話があれば調整して、壊しても構わないという結論に至るんじゃないかと考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質疑いたしますが、先日も台湾で大きな地震があつて、いろいろな災害が起きました。そういう中で先ほども質疑をしましたが、村はどういうお考えなのかと聞いたんですが、耐用年数が過ぎた建物をその区が住民に貸すからと言うんですよ。そのことに対して行政、村はどのようにお考えなのか。危険な建物を区は承知で人に貸すんだと。その辺を行政はどのように考えているのかという質疑をしたんですが、その辺は再度明確な答弁を求めます。もう一度言いますよ。耐用年数が過ぎた危険な建物を村は地元、上運天区に差し上げます。その上運天区はこの建物を住民に貸すと言っているわけです。その辺、再度村の答弁を求めます。お考えを求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑にお答えします。

ちょっと説明不足でありましたが、当初は、これはずっと前に建てられた建物で、この用途変更をする県警との調整の中では、以前の耐用年数は65年だったんです。我々も65年あって、また17年残っているという考えをして県警のほうと調整をしました。それで計算すると、残存価格が、要するに40万円残っているんだと。県に返納して云々するというものもちょっと以前と今は違うんじゃないかということもありまして、再度現状の現価格ではどうなのかという話の中で、今の現在の施設の耐用年数で充てると40何年という今の基準で当てるという話が出たので、償還金を返済しなくていいような、無償という話で決着はついていたんですが、だから今、一般的に言う耐用年数と、今使っている現状を見て、まだ活用できると現時点では村も、利用しようとしている上運天区も判断しているのが現状であります。おっしゃるように、危ない建物を云々するというのは、やっぱり基本的に壊れそうな建物云々というのは、今議員が指摘したように、安易にただ上げるといふ話はやってはいけないと考えています。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 ただいまの説明では、要は特に問題ないという判断、説明だったのかなと思いますけれども、なぜ大丈夫だと言い切れるのか、その根拠、調査を入れたのか。あと何年大丈夫なのか、当面大丈夫とかそういった曖昧な言葉じゃなくて、期限を区切った説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について説明いたします。

ちゃんとした調査を入れたかという話ですが、正直言いまして、調査は入れていません。だけど、おっしゃるように当初の耐用年数にはまだ10何年、耐力度テストをしたかといったらやっていませんので、我々現場は確認しています。その中で、我々もそうだし、上運天区の区長も現場を見ていらっしゃいます。その中で今言う、この以前の耐用年数からしたらあと10年程度は大丈夫だろうと見ているのが現状であります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第6号 譲与契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第6号 譲与契約について」は、原案のとおり可決されました。

次に議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午前11時00分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ